

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	平成25年度
計画改定年度	平成28年度
計画主体	聖籠町

## 聖籠町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 聖籠町産業観光課  
所在地 新潟県北蒲原郡聖籠町大字諏訪山 1635-4  
電話番号 0254-27-2111  
FAX番号 0254-27-2119  
メールアドレス sankan@town.seiro.niigata.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	カラス類・ムクドリ・ハクビシン・タヌキ・イノシシ・ニホンジカ
計画期間	平成28年度～平成30年度
対象地域	新潟県北蒲原郡聖籠町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成27年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害金額	被害面積
カラス類・ムクドリ	水稻	1,000 万円	7.8ha
	果樹	231 万円	0.5ha
	畑作物	441 万円	0.4ha
ハクビシン・タヌキ	果樹	99 万円	0.2ha
	畑作物	189 万円	0.2ha
イノシシ・ニホンジカ	果樹	0 万円	0.0ha
	畑作物	0 万円	0.0ha

(2) 被害の傾向

<p>【 カラス類 】</p> <p>町内一円に広く生息し、春には水稻の苗の踏みつけ被害及び果樹(おうとう)の食害があり、夏から初冬にかけて野菜、果樹(ぶどう、なし等)の食害がある。</p> <p>【 ムクドリ 】</p> <p>町内一円に広く生息し、果樹等の食害がある。</p> <p>【 ハクビシン・タヌキ 】</p> <p>町内一円に広く生息し、野菜、果樹を中心とした食害がある。</p> <p>【 イノシシ・ニホンジカ 】</p> <p>町内での生息は確認されていないが、平成26年12月下旬にイノシシ、平成27年12月上旬にニホンジカの目撃及び捕獲情報があったことから今後の被害が懸念される。</p>
---

(3) 被害の軽減目標

指 標	品 目	現状値(平成27年度)		目標値(平成30年度)	
		被害金額	被害面積	被害金額	被害面積
カラス類・ムクドリ	水稲	1,000 万円	7.8ha	800 万円	6.24ha
	果樹	231 万円	0.5ha	185 万円	0.4ha
	畑作物	441 万円	0.4ha	353 万円	0.32ha
ハクビシン・タヌキ	果樹	99 万円	0.2ha	79 万円	0.16ha
	畑作物	189 万円	0.2ha	151 万円	0.16ha
合 計		1,960 万円	9.1ha	1,568 万円	7.28ha

※被害金額の2割削減を目標値とする。

農作物の被害は、農林水産省「作物統計」及び「生産農業所得統計」による推計値。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	聖籠町鳥獣被害対策実施隊（以下「実施隊」という。）による農地のパトロール及び鳥類については銃器、ハクビシン、タヌキ等は箱罠による有害鳥獣捕獲	捕獲従事者の減少と高齢化が進行している。
防護柵の設置等に関する取組	なし	なし

#### (5) 今後の取組方針

- ・平成26年10月1日に設置した実施隊を活用し計画的な捕獲を実施する。
- ・平成26年10月1日に設置した聖籠町鳥獣被害対策連絡調整会議（以下「調整会議」という。）を通じて情報交換及び被害軽減に協力して取り組む。

##### ・対策内容

###### 【共通】

収穫しない農作物の整理、動物のねぐらとなり得る未耕作地の解消、空き家の管理等、有害鳥獣を寄せ付けないための取組について、地域への啓発を実施する。

###### 【カラス類・ムクドリ】

近年の有害鳥獣捕獲数は減少傾向にあるが、農作物の被害防止効果が得られている状況ではないため、今後も計画的な捕獲を実施する。

###### 【ハクビシン・タヌキ】

地域の被害状況や出没状況等に応じ、箱わな等による捕獲作業を実施する。

###### 【イノシシ・ニホンジカ】

出没状況等に応じ、追い払い活動を実施する。

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

実施隊が定期的に巡回し、また広報誌掲載及びJA集落座談会等で農家・地域住民から目撃・被害状況等の情報提供について広く協力を求める等の情報収集に努め、猟銃または箱わなにより捕獲を行う。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
28	カラス・ムクドリ・ハクビシ ・タヌキ・イノシシ・ニホンジカ	・被害防止策の広報啓発 ※効果的な取組のため、収穫前時期に実施。(収穫しない農作物の整理、動物のねぐらとなり得る未耕作地の解消、空き家の管理等) ・J A 集落座談会等で農家・地域住民から目撃・被害状況等の情報収集
29	カラス・ムクドリ・ハクビシ ・タヌキ・イノシシ・ニホンジカ	・被害防止策の広報啓発 ※効果的な取組のため、収穫前時期に実施。(収穫しない農作物の整理、動物のねぐらとなり得る未耕作地の解消、空き家の管理等) ・J A 集落座談会等で農家・地域住民から目撃・被害状況等の情報収集
30	カラス・ムクドリ・ハクビシ ・タヌキ・イノシシ・ニホンジカ	・被害防止策の広報啓発 ※効果的な取組のため、収穫前時期に実施。(収穫しない農作物の整理、動物のねぐらとなり得る未耕作地の解消、空き家の管理等) ・J A 集落座談会等で農家・地域住民から目撃・被害状況等の情報収集

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方																							
<p>生息数については、実施隊による報告等により個体数の把握に努めることにしている。捕獲計画数等の考え方については、H25～H27の有害鳥獣捕獲実績は増加傾向にあることを踏まえ、次のとおり設定するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・カラス類：1年間に概ね200羽程度</li> <li>・ムクドリ：1年間に概ね200羽程度</li> <li>・ハクビシ、タヌキ：1年間に概ね20頭程度</li> <li>・イノシシ、ニホンジカ：1年間に概ね5頭程度</li> </ul> <p>過去3年間捕獲数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>27</th> <th>26</th> <th>25</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カラス類</td> <td>102</td> <td>123</td> <td>108</td> </tr> <tr> <td>ムクドリ</td> <td>133</td> <td>113</td> <td>91</td> </tr> <tr> <td>ハクビシ、タヌキ</td> <td>13</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>ニホンジカ</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>※イノシシの捕獲実績無し</p>				年度	27	26	25	カラス類	102	123	108	ムクドリ	133	113	91	ハクビシ、タヌキ	13	0	0	ニホンジカ	1	0	0
年度	27	26	25																				
カラス類	102	123	108																				
ムクドリ	133	113	91																				
ハクビシ、タヌキ	13	0	0																				
ニホンジカ	1	0	0																				

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	28年度	29年度	30年度
カラス類	概ね 200 羽程度	概ね 200 羽程度	概ね 200 羽程度
ムクドリ	概ね 200 羽程度	概ね 200 羽程度	概ね 200 羽程度
ハクビシン・タヌキ	概ね 20 頭程度	概ね 20 頭程度	概ね 20 頭程度
イノシシ・ニホンジカ	概ね5頭程度	概ね5頭程度	概ね5頭程度

※被害金額の2割削減を目標値とする。

捕獲数は実施隊の報告によって把握する。

捕獲等の取組内容
<b>【カラス類・ムクドリ】</b> 銃器による捕獲（2月16日～11月14日）被害地域全域 <b>【ハクビシン・タヌキ】</b> 箱わなによる捕獲（2月16日～11月14日）被害地域全域 <b>【イノシシ・ニホンジカ】</b> 追い払い活動（通年）被害地域全域

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
近年、散弾銃による捕獲が困難なイノシシ及びニホンジカの目撃例が町内でもあることから実施隊によるライフル銃を使用した捕獲を行う。  実施予定時期：11月～3月頃（通報の都度、実施隊が出動） 実施予定場所：町内（銃猟禁止区域を除く）

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
-	-

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	年度	年度	年度
-	-	-	-

(2) その他被害防止に関する取組

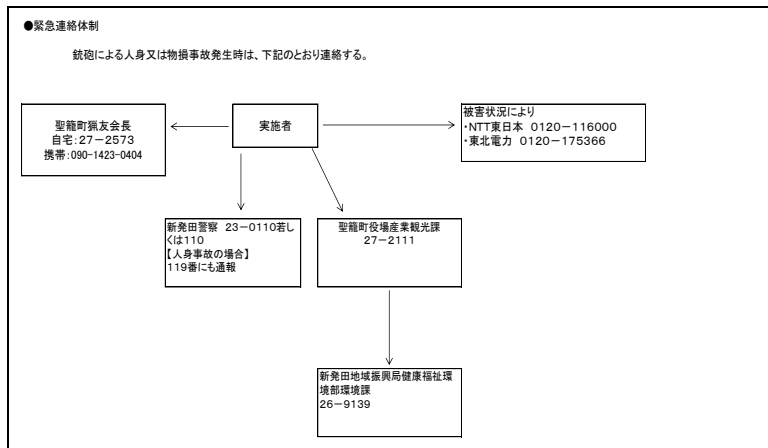
年度	対象鳥獣	取組内容
28～30年度	カラス・ムクドリ ・ハクビシ ・タヌキ・イノシシ ・ホシジロ	鳥獣被害の実態をより詳しく把握するために、広報誌掲載及びJA集落座談会等で農家・地域住民から被害状況、出没状況等の情報提供について、広く協力を求める。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関の名称	役割
聖籠町産業観光課	連絡調整・対策の計画及び活動総括、有害鳥獣捕獲許可、町民への広報活動、鳥獣による農業被害の対応、実施隊事務局
聖籠町生活環境課	町民への広報活動、農業被害を除く鳥獣被害の対応
越後農業協同組合聖籠ふれあい営業所	有害鳥獣関連情報の収集及び町への報告
新潟県猟友会北蒲原支部聖籠分会	実施隊員として猟銃、箱わなによる有害鳥獣捕獲実施
下越農業共済	農作物被害の把握及び農家への情報提供等、必要な被害防止対策の支援
鳥獣保護管理員	対象鳥獣捕獲等に係る調査を実施
新発田警察署	猟銃事故防止に関する情報提供
新潟県新発田地域振興局農業振興部	被害防止技術情報の提供、活動支援(オブザーバーとして)
新潟県新発田地域振興局健康福祉環境部	被害防止技術情報の提供、活動支援(オブザーバーとして)

(2) 緊急時の連絡体制



6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	—
構成機関の名称	役割
—	—

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
—	—

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成26年10月1日に設置

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

特になし

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲現場において埋設処理を行う。

8. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

新潟県猟友会北蒲原支部聖籠分会等関係団体と連携し、担い手の確保を図るとともに、実施隊員適格者を積極的に任用し育成を図る。